

桜区
地区防災計画
策定支援説明会

令和5年3月6日

共助

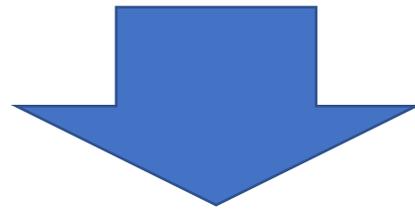
地域の助け合い、

ご近所さんの助け合い

地域の助け合い

一過性でない、仕組みとして確立したい

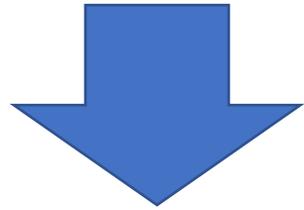
組織化



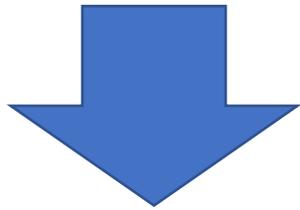
(自治会単位)

自主防災組織

組織は出来た



組織の行動計画を作れ



地区防災計画



地区防災計画ガイドライン

～地域防災力の向上と地域コミュニティの活性化に向けて～

Community Disaster Management Plan Guidelines

平成 26 年 3 月

 内閣府 (防災担当)
Cabinet Office, Government of Japan

全56頁

内閣府ガイドライン

地区防災計画作成

- 誰が
- 何を
- どれだけ
- どのように

(平常時)

- 直前
- 初動
- 応急
- 復旧
- 復興

内閣府ガイドライン

地区防災計画 作成のプロセス

- (1) 方針の策定
- (2) 分析・検討
- (3) 戦略及び対策の検討・決定
- (4) 計画の作成
- (5) 実施

スモールスタート

の

すすめ

「スモール」

いまでできること

身の丈に合った

欲張らない内容

「スタート」

小さな計画を訓練しましょう

繰り返し訓練しましょう

理解者を増やしましょう

その先に見直しの意見がでます

スモールスタートするひな形の提案

地域の（災害）特性

桜区全体でほぼ同じだろう

地震の発生

（風）水害の発生

土砂災害指定地域は無い

日向付近の台地周辺に「がけ状地」がある？

4種のひな形

2 X 2

自治会の形態

自主防災組織の形態

戸建て住宅が主体の自治会

自治会の防災組織は
有志の集まり

マンション・団地の自治会

自治会の防災組織は
自治会役員**の輪番制**

埼玉県HP 自主防災組織 より引用

自主防災組織のタイプ（町内会などをベースにしたもの）

•重複型

町内会などの代表者、役員が自主防災組織の代表者、役員を兼ねる。

•下部組織型

町内会などの下に独自の代表者、役員をもつ自主防災部門
（〇〇町会防災部など）をつくり、その部門を自主防災組織とする。

•別組織型

町内会などが中心となって、町内会とは別個に自主防災組織を結成する。

Microsoft Word文書

<p style="text-align: right;">①</p> <p>〇〇地区自治会</p> <p>地区防災計画</p> <p>戸建て主体 その1</p> <p>令和〇年〇月〇日</p> <p>〇〇地区自治会防災部</p>	<p style="text-align: right;">②</p> <p>〇〇地区自治会</p> <p>地区防災計画</p> <p>戸建て主体 その2</p> <p>令和〇年〇月〇日</p> <p>〇〇地区自治会</p>	<p style="text-align: right;">③</p> <p>〇〇〇〇自治会</p> <p>地区防災計画</p> <p>マンション・団地向け その1</p> <p>令和〇年〇月〇日</p> <p>〇〇〇〇自治会防災部</p>	<p style="text-align: right;">④</p> <p>〇〇〇〇自治会</p> <p>地区防災計画</p> <p>マンション・団地向け その2</p> <p>令和〇年〇月〇日</p> <p>〇〇〇〇自治会</p>
---	--	--	---

電子配布します

ご要望があればエクセル版を作ります

ひな形の文書構成 本文4ページ (続き5ページ目)

1ページ目：目的とねらい、組織図（担当、班の役割）

2ページ目：平常時の行動計画

3ページ目：地震発生時の行動計画

4ページ目：風水害時の行動計画
(続き5ページ目)

付属文書：連絡先一覧、防災機材一覧、消火器一覧

表紙

~~②~~

〇〇地区自治会

地区防災計画

~~戸建て主体~~

~~その2~~

令和〇年〇月〇日

〇〇地区自治会

〇〇：書換え

X：削除

目的とねらい

- ○○地区自治会は、自治会地域の防災力向上を目的とし、この計画書を定める。
- 平時から、また、災害がせまるときや、災害の発生に際して、自治会員がとる行動の基本を簡潔にしめす。
- また自治会地域の関係情報を、コンパクトにまとめ、自治会役員と一般会員が使えるマニュアルとする。

組織図「自治会役員兼務型防災組織」

災害対策本部：【本部長】 自治会長
【副本部長】 副会長

◆総合運営班 班長：防災担当理事

◆情報伝達班 班長：広報担当理事

◆災害対策班 班長：交通防犯担当理事

◆避難誘導班 班長：福祉担当理事

◆救援救護班 班長：環境整備担当理事

◆食料物資班 班長：文化教育担当理事

- ・ 班の編成
- ・ 班の名称
- ・ 兼務担当理事

個々の実態に合わせる

本文2ページ

平常時の行動計画

(1) 防災意識の普及と防災情報の広報

←得られた情報を少しでも！
努力目標

(2) 防災訓練

←毎年、時期を定めてやりましょう！

- ・9月が必須ではありません
- ・項目は選んでください
- ・「要支援者」対応は含める
(ペアリングを求めません)

(4) 防災機材の操作習熟

(5) 防災機材の維持管理

本文3ページ

震度6以上が共助の出番？

地震発生時の行動計画

- (1) 地震発生時の集合
- (2) 被災状況の把握
- (3) 閉じ込めの発生
- (4) けが人の発生
- (5) 火災の発生
- (6) 災害対策本部の開設
- (7) 避難所への誘導
- (8) 避難所の運営支援

←桜区：震度5弱 集会所（自治会館）

←安否、被災情報を集約して行政に通報

←延焼の危険（酒田や糸魚川の例）
広域避難場所への避難

本文4～5ページ

風水害時の行動計画

←予兆への対応計画（地震は事後対応）

（1）情報の把握と警戒情報の広報

←危険予兆の想定（次葉）

（2）広域避難先避難所等への避難誘導

←桜区の避難所は開設されない

（3）「要援護者」への避難誘導

←事前のペアリングを求めません

（4）避難指示の広報

←レベル4の発令時 率先した避難

本文4ページ

【危険な事態の予兆】 5例

- 秩父方面で72時間雨量600mm超える：荒川氾濫の可能性（ハザードマップ 632mm）
- 荒川流域で線状降水帯が発生する：荒川氾濫の可能性
- さいたま市で24時間雨量600mm超える：鴨川、鴻沼川氾濫の可能性（ハザードマップ 674mm）
- さいたま市で24時間雨量200mm超える：内水氾濫の可能性（19年10月12日288mm）
- さいたま市で平均風速30m/s超える：建物被害の可能性（19年台風15号千葉28m）

取捨選択してください

- ・ 鴨川から遠い
- ・ 鴻沼川から遠い
- ・ 内水氾濫の危険はない

2019年台風19号

288mm：鴻沼川あふれそう

予兆の情報を受けた

【対応行動】 6事項例

- ・ 災害対策本部の設置（3日前）
- ・ 自治会理事への待機の要請および所在の把握（3日前）
- ・ 自治会連絡網により一般会員に予報の情報を連絡し、合わせて、連絡網の開通状況を点検する（2日前）
- ・ 不在者などで不通の区間がある場合に連絡網を臨時に修正する（1日前）
- ・ 自治会理事は、自治会区域を巡回して、警戒情報を拡声器などで広報して、警戒を呼び掛ける（2日前、1日前）
- ・ 要支援者へ避難準備の呼び掛けをする（2日前）

くどい？

重い？

付属文書

関係機関連絡先

地区内〇〇交番

近隣〇〇交番

〇〇病院

〇〇小学校（避難所）

〇〇学校（水害時避難所）

〇〇を入れてください
電話番号を入れてください

マンション・団地編

④

〇〇〇〇自治会

地区防災計画

マンション・団地向け
その2

令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇自治会

マンション

団地

同じでない？

マンション想定

組織図

災害対策本部：【本部長】 自治会長
【副本部長】 副会長
防火管理者

◆総合運営班 班長：防災担当理事

◆情報伝達班 班長：広報担当理事

◆災害対策班 班長：交通防犯担当理事

◆避難誘導班 班長：福祉担当理事

◆救援救護班 班長：環境整備担当理事

◆食料物資班 班長：文化教育担当理事

←防火管理者の関与

- ・ 班の編成
 - ・ 班の名称
 - ・ 兼務担当理事
- 個々の実態に合わせる

本文2ページ

平常時の行動計画

(1) 防災意識の普及と防災情報の広報

(2) 防災訓練

←マンションでの訓練内容の違い

- ・屋内消火栓
- ・エレベータ
- ・館内放送など

(3) 避難所運営訓練

(4) 防災機材の操作習熟

(5) 防災機材の維持管理

←管理会社の活用

本文3～4ページ

地震発生時の行動計画

(1) 地震発生時の集合

←管理室（防災センター）

(2) 被災状況の把握

←火報盤、エレベータインタホン

(3) 閉じ込めの発生

(4) けが人の発生

(5) 火災の発生

←館内放送での退去呼び掛け

(6) 建物被害の発生

←居住継続可否の確認

(7) 被災状況の通報

(8) 災害対策本部の開設

(9) 避難所への誘導

(10) 避難所の運営支援

本文5～6ページ

風水害時の行動計画

- (1) 情報の把握と警戒情報の広報 ←1階、2階の居住者への警戒ほか
- (2) 広域避難先避難所等への避難誘導
建物の1階と2階の居住者には、
早期の避難を周知する（2日前、1日前）
- (3) 「要援護者」への避難誘導
建物玄関や管理室への止水版や土嚢の
設置を管理会社に指示する（2日前）
- (4) 避難指示の広報

本文5ページ 中段

予兆の情報を受けた 掲示板、館内放送、止水板、土嚢、管理会社

【対応行動】 7事項例

- ・ 災害対策本部の設置（3日前）
- ・ 自治会理事への待機の要請および所在の把握（3日前）
- ・ 自治会連絡網や掲示板により居住者に予報の情報を広報する。（2日前）
- ・ 荒川氾濫などによる浸水被害の危険性が公的機関から発信された場合、自治会長（災害対策本部長）は、館内放送で警戒を呼び掛ける（2日前、1日前）
- ・ 建物の1階と2階の居住者には、早期の避難を周知する（2日前、1日前）
- ・ 自治会長および民生委員は、要支援者へ避難準備の呼び掛けをする（2日前）
- ・ 建物玄関や管理室への止水板や土嚢の設置を管理会社に指示する（2日前）

①と②／③と④の違い

①と③：有志の防災組織

災害対策本部

◆自治会理事

◆総合運営班 有志の専任者

◆情報伝達班 自治会班長と有志の専任者

◆災害対策班 有志の専任者

◆避難誘導班 有志の専任者

◆救援救護班 有志の専任者

◆食料物資班 有志の専任者

②と④：兼務型の防災組織

災害対策本部

◆総合運営班 班長：防災担当理事

◆情報伝達班 班長：広報担当理事

◆災害対策班 班長：交通防犯担当理事

◆避難誘導班 班長：福祉担当理事

◆救援救護班 班長：環境整備担当理事

◆食料物資班 班長：文化教育担当理事

- ひな形にご賛同いただけたら、
名称と日付を入れてスタートさせてください
- 地域の実情と相違のある部分は書換えください
 - まだ重いなら削ってください

提案その2

パソコン得意でない

清書の請け負い

紙に赤字で変更を記入して提出



Word化した文書を返却

提案その3

個別相談を受け賜ります

自治会集会所に

防災アドバイザーを派遣します

区役所 総務課にご依頼ください